

柳田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめ防止対策推進法の目指すところは、第1条に以下のように示されています。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

つまりいじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、

- ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・ 重大事態への対処(いじめの重大事態調査を含む。)において公平性・中立性を確保することにあります。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より)

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であるという基本認識にたち、「いじめ防止基本方針」を策定する。また、平成29年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は次のとおりである。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

2 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と報告

①重大事態の意味

ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い・・・「生命・心身・財産重大事態」

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い・・・「不登校重大事態」

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査をする際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

②調査結果の報告

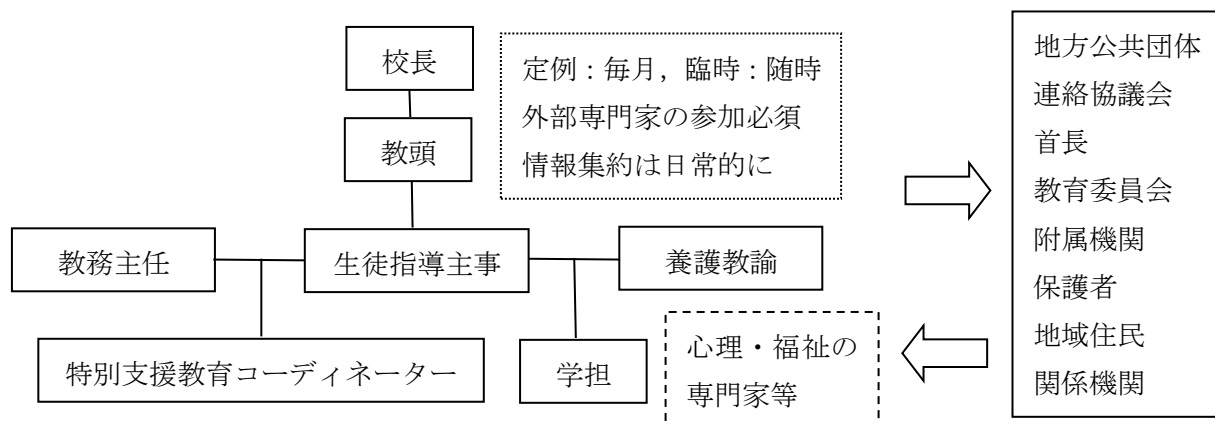
調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

3 いじめ対策チームの組織と生徒指導計画

いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である。組織の構成メンバーは、校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、学校の規模や実態

に応じて決定する。さらに、心理や福祉の専門家である SC や SSW, 弁護士, 医師, 警察官経験者などの外部専門家を加えることで, 多角的な視点からの状況の評価や幅広い対応が可能とする。



いじめ対策チームの組織図

本校では, いじめの未然防止, 早期発見, 事実確認, 事案への対処等を的確に進めるために生徒指導計画を作成して計画的に取り組んでいる。詳細は管理運営計画に掲載してあるが, ここでは生徒指導計画の目標と重点目標について掲載する。

1 生徒指導計画

(1) 目標

- ① 個性を伸ばして, 一人ひとりを高めるとともに, 心豊かに生きようとする, 自己教育力の育成に努める。

(2) 重点目標

- ① いじめや不登校の未然防止を図る。
- ② 一人ひとりを理解し, 学校・学級経営の改善を図る。
- ③ 家庭や地域社会と連携し, 生活習慣の確立を図る。

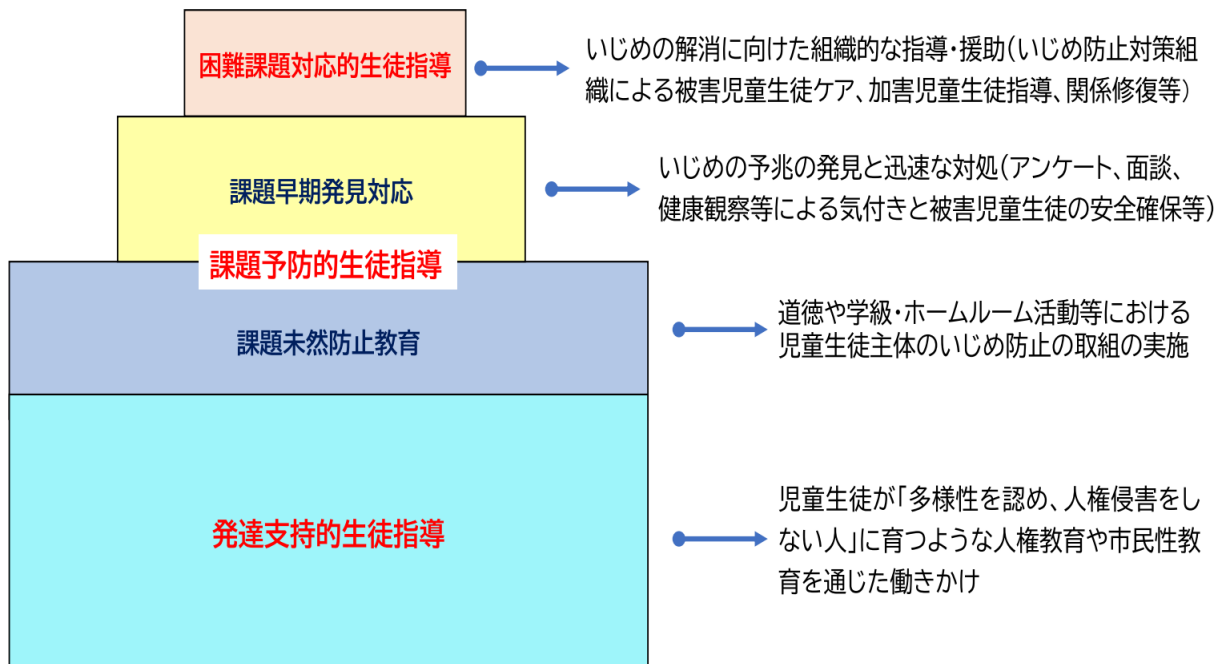


低 学 年	中 学 年	高 学 年
<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと仲良く助け合える人間関係を育てる。 ・進んで活動に参加しようとする態度を育てる。 ・生活習慣の理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰とでも協力し合える人間関係を育てる。 ・自分の考えで判断し, 意欲的に取り組もうとする態度を育てる。 ・生活習慣の定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場を考え, 協力し合える人間関係を育てる。 ・充実した学校生活を送ろうと, 主体的に活動する態度を育てる。 ・生活習慣を確立する。

この他に, 問題行動への対応, 教育相談計画, 児童理解の会, 月別生活目標, 一日の生活の取り組み等を定め, 組織的に取り組んでいる。

4 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、下図に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。



いじめ対応の重層的支援構造

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが大切です。つまり「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要です。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ② 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

(2) いじめの未然防止教育

いじめの未然防止教育においては、「いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切です。

① いじめる心理から考える未然防止教育の取組

いじめる心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳で

はなく、「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もある。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。

② いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになります。日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

③ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもありません。しかし、改めて、児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

(3) いじめの早期発見対応

① いじめに気付くための組織的な取組

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要です。学校の「気づき」と家庭・地域の「気づき」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になります。

② いじめへの対応の原則の共通理解

ア いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下のような点に留意することが必要です。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

イ 被害者のニーズの確認

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認します。危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保

やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

ウ いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三步としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がけることも大切です。

エ いじめの解消

対応の第四步としては、いじめの解消を目指します。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められます。解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。

5 関係機関等との連携体制

(1) 関係者の連携・協働によるいじめ対応

いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携の下、適切に行われるように努めなければなりません。社会総がかりでのいじめの防止を目指す上では、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも示されています。

(2) 保護者・地域の人々との連携

① 保護者との連携

いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくありません。また、重大事態調査において、加害者の保護者からの協力が得られない場合も見られます。加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導することが求められます。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要です。

② 地域の人々との連携

子供は家庭だけでも、学校だけでも育つものではありません。両者の連携に加えて、地域の力が不可欠です。国の基本方針においても、いじめの防止について、「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されています。家庭で多様な人間関係を体験することが難しい子供たちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになります。PTAや地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することが重要である。